



ねんきんだより

令和4年6月号

■ No. 133 ■



写真：コマドリ

主な項目

- 令和4年度の年金額について
- 支払通知書の送付について
- 再就職した場合の年金受給について
- 加給年金額の支給停止ルールの見直し
- その他

年金課問い合わせ先

- ・ Eメールアドレス S9000063@section.metro.tokyo.jp
- ・ 年金課コールセンター 0570-03-4165【ナビダイヤル】



東京都職員共済組合



(この「ねんきんだより」は一年間保存していただくと便利です。)

令和4年度の年金額について

年金課

令和4年度の年金額は

前年度比 (※1)

0.4%の引き下げとなります。

6月15日(水)に振り込まれる年金(4月分・5月分)は、0.4%引き下げられた金額となります。

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。

このため、令和4年度年金額は、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率(▲0.4%)に従い改定されます。

◆「マクロ経済スライド」による年金額の調整

給付と負担の長期的な均衡を保つ観点から、平均余命の伸びや現役世代の減少に基づき「スライド調整率」が設定され、賃金・物価の変動が「プラス」となる場合において調整されます。

賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないことになっているため、令和4年度の年金額改定では、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)は翌年度以降に繰り越されます。

●物価変動率 ▲0.2%
●名目手取り賃金変動率 ▲0.4%

➡ 名目手取り賃金変動率の▲0.4%が改定率となる。

(※) 加入期間や生年月日等の関係で改定率の引き下げ幅は0.4%を前後する場合があります。必ずしもすべての方が0.4%引き下がるわけではありません。

●年金額・支給額変更通知書の送付について

令和4年度の年金額が改定されたことにより、6月に順次「年金額・支給額変更通知書」をお送りします。

年金支払通知書は、 年1回6月に送付します

年金課 年金給付担当

「年金支払通知書」は、年金受給者の方に対して年金支払額等をお知らせするものです。
年1回6月のみお送りしています。

支払額が変更になった場合や、振込先に変更があった場合は、その都度お送りします。
ただし、2月支給期における端数額の調整で2、4月支給期は変更が5円以下の場合、
お送りしていません。

年金支払通知書

(イメージ)

(I)				(II)				(III)				
①	振込先			振込先	振込先			振込先	振込先			
②	厚生年金・共済年金	支払明細 (円)			共済年金 (経過的職域)	支払明細 (円)			年金払い退職等給付	支払明細 (円)		
	支給額	当期支給額	支給差額	一時金返還額	当期支給額	支給差額	一時金返還額	当期支給額	支給差額	一時金返還額	差引支給額 (A)	
	控除額											
	計	(B)			(B)			(B)			(C)	
④	差引支払額 (A - (B) + (C))			差引支払額 (A - (B) + (C))			差引支払額 (A - (B) + (C))			差引支払額 (A - (B) + (C))		
⑤	備考											

年金証書記号番号

- 金融機関の変更、電話番号の変更及び受給権者の死亡等が生じたときは、すみやかにご連絡下さい。
- ご連絡又はお問い合わせは、表面の所までお願いします。その際には、年金証書記号番号を必ずお知らせ下さい。
- ④の差引支払額が複数ある場合は、その合計が支払額になります。

本通知書は、年1回(6月)と支払額や振込先に変更があったときに送付されます。(2、4月は5円以下を除く)

年 月 日

(I) には、次の年金の振込先と支払金額が記載されています。

- ・ 退職・障害・遺族共済年金や退職年金
- ・ 老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金 (ただし、共済組合からお支払する厚生年金です。)

(II) には、次の年金の振込先と支払金額が記載されています。

- ・ 退職共済年金 (経過的職域)、障害共済年金 (経過的職域)、遺族共済年金 (経過的職域)

(III) には次の年金の振込先と支払金額が記載されています。

- ・ 平成27年10月1日に創設された年金払い退職給付の退職年金、公務障害年金、公務遺族年金

※ (I) ~ (III) の複数に差引支払額があり、振込先口座が同一の場合、その合計額で入金され、通帳にも合計額で表記されます。

再就職した場合の 年金受給について

年金課 年金給付担当

1 再就職した場合

★ 公務員として再就職した場合や国会・地方議会議員になられた場合は、共済組合へご連絡ください。

➡ 民間企業や再任用短時間職員に再就職した場合は連絡不要です。

2 再就職した場合の年金受給

再就職（厚生年金に加入）をした月の翌月分から、受給されている年金と支給される賃金等の金額により、年金の一部または全額が支給停止される在職老齢年金の支給となります。（退職して1か月以内に再就職し厚生年金に加入した場合は、再就職した月から計算します）。

$$\text{在職老齢年金(月額)} = \text{基本月額} - \text{支給停止月額}$$

各月ごとの支給停止額の計算方法については以下のとおりです。

各月ごとの支給停止額の計算方法

65歳未満で在職中に老齢厚生年金を受給している方も、令和4年4月より支給停止基準額が47万円（65歳以上と同じ）に変更されました。

$$\text{支給停止月額} = \left(\text{基本月額} + \text{標準報酬月額} + \text{標準賞与月額} - \text{47万円 (支給停止基準額)} \right) \times \frac{1}{2}$$

※支給停止月額が基本月額を超えたときは、加給年金額も全額支給停止となります。

●長期在職者特例や障害者特例の適用の方が厚生年金に加入した場合、定額部分は支給停止となるので、基本月額から除かれます。

【用語の説明】

基本月額	・退職共済年金額(年額) ・老齢厚生年金額(年額)	から	・職域年金相当部分 ・加給年金額 ・経過的加算額	を差し引いた額の12分の1の額
標準報酬月額	再就職先での、報酬（基本給に通勤手当等の各種手当を加えたもの）の月額に応じて定める厚生年金等の保険料を算定するための基礎となる額			
標準賞与月額	支給停止の対象となる月以前1年間の期末勤勉手当等総額の12分の1の額			

3 再退職した場合

一般厚年や私学厚年の加入者で年金の一部または全額支給停止を受けていた方が再退職した場合、退職した月の翌月分から支給停止が解除されます。

なお、日本年金機構等から提供される情報により支給停止の解除を行うため、実際の解除は遅れることがあります。支給年金は遡って精算されます。

公務員を再退職した場合は、再就職期間（公務員期間）を合算のうえ、新たな年金額が決定されます。

国会議員・地方議会議員を辞められた場合、辞めた月の翌月分から支給停止が解除されます。解除を行うためには、届出が必要ですので、ご連絡をお願いします。

年度末に退職された方へのお知らせ

年度末に再任用フルタイムが任期満了になられた方は、その後退職改定による年金額への反映作業を行います。作業終了までに時間がかかります。

改定作業が終了し、年金額を反映した「年金額・支給額変更通知書」がお手元に届くまで、しばらくお待ちください。

加給年金額の支給停止 ルールの見直し (令和4年4月1日施行)

年金課 年金給付担当

加給年金額の対象者である配偶者が被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等の受給権を有している場合は、その支給の有無にかかわらず、加給年金額は支給停止になります。

1 経過措置

令和4年3月31日（施行日の前日）において加給年金が支給されている老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者であって、以下の要件を全て満たす者には、令和4年4月以降も引き続き加給年金額を支給します。

- ア 配偶者が240月以上の老齢厚生年金等の受給権を有していること。
- イ 配偶者の老齢厚生年金等が在職により全額停止（申出による停止を除く）されていること。

2 経過措置の終了

次のいずれかの要件に該当した場合は、経過措置は終了し加給年金額の支給は停止になります。

- ア 加給年金額が支給されている年金が停止事由にかかわらず全額停止された場合
- イ 配偶者が基本手当の受給終了または他年金選択に該当した場合
- ウ 配偶者が厚生年金保険法第44条第4項各号の不該当事由に該当した場合

3 経過措置終了時の提出

次に掲げる事由に該当し、経過措置が終了した場合は、届出が必要となります。

- ・ 上記2のア及びイに該当した場合 ⇒ 「加給年金額支給停止事由該当届」
- ・ 上記2のウに該当した場合 ⇒ 「加給年金対象者不該当届」

年金担保による貸付の 終了のお知らせ

年金課 年金給付担当

年金を担保とした日本政策金融公庫の融資は、令和4年3月31日をもって終了しました。恩給法に該当する年金受給権者の方は、継続して融資を受けることができます。

令和4年4月以降、家計の支援が必要な方は、お住まいの地域の自立相談支援機関に相談してください。

また、一定の審査要件を満たす方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」を利用することができます。

詳細は、各機関へお問い合わせください。

扶養親族等申告書に ついてのお知らせ

年金課 年金給付担当

「扶養親族等申告書」提出のご案内は、9月中旬～10月上旬に複数回に分けてお送りする予定です。皆様のお手元に届く時期が若干異なりますので、ご了承ください。

今年度も、「扶養親族等申告書」の受付・審査事務は、皆様からのお問合せ等に、よりきめ細かく対応するため、専用の受付・審査場所、電話番号を設置して行います。

お問合せ等は、共済組合ではなく、特設電話番号までお願いいたします。

特設電話番号は、ご案内をお送りする際にお知らせします。

現況届は次に該当する方 のみにお送りしています

年金課 年金給付担当

現況届は、年1回、受給者ご本人様の生存確認および加給年金額対象者の生計維持確認をする大切なものです。必ず提出してください。

- ◎ 住基ネット（住民基本台帳ネットワークシステム）で確認ができない方
・外国に居住している方や住民票コードが確認できない方
 - ◎ 加給年金額対象者がいる方
 - ◎ 18歳未満（年度末）の子または障害等級が1、2級の状態にある子がいる
遺族厚生年金（公務員厚年）・遺族共済年金受給者の方
- ※ 上記以外の方は、住基ネットにより確認を行っていますので、現況届を提出する必要はありません。
- ※ 各国の郵便事情もあり、現況届の用紙を共済組合ホームページからダウンロードできますので、用紙が届かない場合はご利用ください。（メニューボタンの「年金」から「海外居住者の方へ」をクリックしてください。）

- ▶ 共済組合ホームページのURL（アドレス）は、以下のとおりです。
<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>

四季の宿 箱根路開雲

宿泊プランのご案内

箱根七湯を代表する箱根湯本の温泉と四季折々の旬の食材を使ったオリジナリティあふれるお料理をお楽しみください。

新型コロナウイルスの感染状況によっては準組合員様のご利用を停止させていただく場合がございます。

四季の宿「箱根路開雲」 運営：箱根一の湯グループ

〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本521-4
アクセス：箱根湯本駅から温泉組合巡回バス(滝邊のコース)
ホームページ：https://www.ichinoyu.co.jp/kaiun/

開雲HPは
こちら



【改修工事のお知らせ】

令和4年2月から6月まで屋上防水・外壁改修工事を行っています。それに伴い全館休業期間があります。ご不便をおかけしますがよろしくお願ひします。
営業 3月9日から6月15日 建物に足場及び目隠しシート設置
全館休業 6月16日から6月30日 足場取外し

なお、工事期間中は割引料金を設定しています。詳細は共済ホームページ(年金受給者・元組合員でログイン)をご覧ください。工事期間中の料金の詳細は各プランページ(開雲HP)でご確認いただけます。

【ND-2206-01】

1泊2食付 人気のスタンダードプラン

宿泊期間：2022年5月1日(日)～2022年7月31日(日)

箱根路開雲ならではの創作和食をお楽しみください。温泉の後は「ゆっくり、のんびり、ほっとする」美味しい宴。本年より大人気の「金目鯛の姿煮」がお食事内容に含まれました。是非ご賞味ください。

料金表	2名1室	3名1室	4名1室
日～金曜日	¥12,800	¥11,700	¥10,600
土曜・休前日	¥17,200	¥15,000	¥12,800
夏季期間	¥13,900	¥11,700	¥9,500

(消費税・入湯税込)



※お食事は季節によって変わります

【ND-2206-02】

豪華舟盛付 1泊2食付グルメプラン

宿泊期間：2022年5月1日(日)～2022年7月31日(日)

スタンダードプランに、海の幸満載の「舟盛り」が付いたお食事プランです。姿造りを盛り込んだ舟盛はテーブルを一層、華やかにします。(2泊目、3泊目はお刺身ではない内容へ変更となります)

料金表	2名1室	3名1室	4名1室
日～金曜日	¥15,000	¥13,900	¥12,800
土曜・休前日	¥19,400	¥17,200	¥15,000
夏季期間	¥16,100	¥13,900	¥11,700

(消費税・入湯税込)



※お食事は季節によって変わります

準組合員様がお申込みの場合、同伴者も準組合員料金でご提供いたします。詳細はお問い合わせください。

東京都職員共済組合員の退職者の方は、共済施設利用証のご提示をお願いいたします。

※上記料金は、一般室をご利用時の大人1名様1泊2食付料金(消費税・入湯税込)の価格です。
※チェックイン14:00/チェックアウト10:00 ※キャンセル料は4日前から発生いたします。
※お子様料金は施設へお問い合わせください。 ※夏季期間は7月25日～29日、31日となります。

ご予約の
お問合せ

☎ 0460-85-6678

受付時間：9時～18時

✉ kaiun@ichinoyu.co.jp



プラン内容

- 一 お食事
おまかせ会席「連さざなみ」
夏限定会席「夏菊」
夏の前菜、お造り、炊き合わせ等計7品
- 二 お飲み物 ※ラストオーダー9:00分
2時間飲み放題 フリードリンク
ビール、焼酎、ワイン、日本酒
ソフトドリンク各種等
- 三 お部屋
掘り炬燵式個室 2時間無料



おまかせ会席「連さざなみ」
夏の個室プラン
2時間個室無料
2時間飲み放題

納涼

暑気払い、お盆のお集まり：
都心の喧噪を忘れるひと時

期間限定

令和4年 6月1日～8月31日

ベイサイドホテル アジュール竹芝 3F

おまかせ会席 連さざなみ

ランチ 平日11:00-14:00 (L.O.13:30) ※土日祝日は、事前予約のみの営業
ディナー 事前予約のみの営業 ※どうぞお問合せください。

お一人様 税込 **8,800円**

組合員・準組合員様特別価格

お一人様 税込 **7,000円**

※要事前予約(5日前まで)
※ご予約承り人数：大人4名様より



お問合せ・ご予約 **03-3437-2320** (11:00-18:00)

※仕入れの都合等により、ご提供内容を一部変更する場合がございます。※写真はイメージです。
※新型コロナウイルス感染状況により、内容を変更または中止とする場合がございます。



BAYSIDE HOTEL
AZUR
takeshiba

ベイサイドホテル アジュール竹芝 〒105-0022 東京都港区海岸1-11-2 TEL 03-3437-2011 FAX 03-3437-2170
JR線「浜松町駅」北口より徒歩7分、ゆりかもめ「竹芝駅」より徒歩1分
<http://www.hotel-azur.com/> アジュール竹芝 検索

人間ドック受診はアジュール竹芝総合健診センターへ

退職後の健康管理に人間ドックをご活用いただくため、ご退職者様向け検査料金を一般個人の方に比べて割安に設定しています。定期的にご自身の健康チェックにお役立てください。

午後の人間ドックも実施しています。
ご予約をお待ちしております。

(税込料金)

	ご退職された方
日帰りドック	41,800円
女性ドックA	53,570円
女性ドックB	41,800円

アジュール竹芝総合健診センター

直通電話 03-3437-2701

(平日) 8:30~16:30 (土曜) 8:30~14:00

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-2 17階

URL <https://www.genkiplaza.or.jp/azur/>

東京都職員共済組合 シティ・ホール診療所

都庁第二本庁舎 17階 TEL.03-5320-7358 (受付)



診療科 内科・外科(整形外科)・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科口腔外科

診療受付時間 【午前】 8時45分から11時00分まで
【午後】 12時30分から15時45分まで

※ 予防接種の受付時間は異なりますので、お問合せ下さい。

※各科の紹介、診療日程及び休診情報等は、共済組合ホームページに掲載していますので、ご覧ください。
<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/city-hall/main.html>

広告

東京消防庁 退職者の皆さまへ

退職者団体損害保険(傷害総合保険)

熱中症リスクに備えましょう!

約40%割引適用
団体割引30%、大口割引10%
優良割引5%

たとえば..

熱中症と診断され、入院した

暑い日に散歩中、めまいをおこした。その後も気分が優れないため病院に行くと熱中症と診断され、1日入院、2日間通院した。



© JAPAN-DA

お支払いする保険金例

加入プラン：P3
入院1日間、通院2日間
入院保険金：4,500円 × 1日 = 4,500円
通院保険金：3,000円 × 2日 = 6,000円
お支払いする保険金：4,500円 + 6,000円 = 10,500円

特約の概要

熱中症による身体の障害についても後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いする特約です。(注)死亡保険金はお支払いの対象となりません。

お知らせ

お仕事を探している元消防職員の皆様への朗報

報恩会では、厚生労働大臣の許可を取得し、紹介事業および派遣事業を実施しています。求職を希望される退職者の方は、報恩会までご連絡ください。安心して働ける場をご案内いたします。職業紹介事業許可番号 13-ユ-307839 労働者派遣事業許可番号 派13-307512

このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害保険ジャパン株式会社

・東京公務開発部 東京公務課
・〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
・TEL: 03-3349-5415 FAX: 03-6388-0163
【受付時間】9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

お問い合わせ先(東京消防団体損害保険代理店)



有限会社 **報恩会**

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-34-4
神田グロウビル5階
TEL 03-5207-2371 FAX 03-5207-2372

2022.3.17 SJ21-16815

《 東京都弘済会のページ 》

東京都弘済会がご紹介する介護施設のご案内です



東京都弘済会から「3大特典」のご紹介

特典1 資料請求・介護相談・見学は**無料**

特典2 毎月の家賃から**3%割引**

特典3 資料請求いただいた方に
お役立ちガイドを無料でプレゼント
いたします



〈 お問い合わせ 〉

専用ダイヤル

(受付時間

一般財団法人 東京都弘済会

0120-71-5081

平日9:00から17:00)

楽しく歩いて人生100年

お問い合わせ先

(一財)東京都弘済会 駒沢公園歩こう会

03-3551-1101 (受付時間: 平日9時~5時)

東京都弘済会ホームページ→



駒沢公園内を街道に見立てて
楽しく歩きましょう

・東海道五十三次 ・中山道六十九次



- ・実施日: 毎月第1・第3土曜日、第2・第4水曜日 8:30~11:30
- ・休み期間: 7月と8月、12月第4水曜日と1月第1土曜日
- ・入会金: 500円 (年会費は無料です)
- ・街道の宿場を通過するごとに、宿場の「版画カード」を差し上げます。
- ・京都到達時には記念品を差し上げます。

詳細はこちら



【歩こう会案内チラシ】

特別区を退職された方へ朗報です!!

団体扱自動車保険のご案内



互助組合の団体扱自動車保険の取り扱いができるディーラー(自動車販売会社)が増えています。

特別区職員互助組合の団体扱自動車保険は、一般契約年一括払でご加入いただくより

24%

割安

※団体扱割引20%は、保険開始日が2022年4月1日～2023年3月31日の間にある団体扱契約に適用。団体扱割引率は、特別区団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され変動する場合があります。
※2022年度団体扱割引20%と団体扱年一括払による割引5%が適用(団体扱年一括払の割引は、申込書および保険証券には記載されません)。

- この制度は特別区職員互助組合の準組合員資格を有する方が対象です。
- 団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。
- このご案内は概要です。詳細は、共済企画センターまたは引受保険会社までお問い合わせください。
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 他

同居のご家族の所有車もOK

ご家族全員で
お得

保険料は
口座振替!

(保険始期月の3か月後に)年一括払

お問い合わせは 共済企画センター
TEL 0120-881-973

SJ21-13776(2022年01月21日)

お問い合わせ



【取扱代理店】

共済企画センター

特別区職員互助組合団体契約損害保険指定代理店

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館15階
TEL.0120-881-973 (受付時間:平日9:00~17:00)

有限会社共済企画センターのホームページはこちらから! [共済企画](#) [検索](#)

スマホはこちらから→



東京都人材支援事業団の退職会員の皆さまのための

特別な自動車保険

POINT1

簡単! 安心! 便利!

デジタルサービス*1が充実

- ◆Webで手続き
- ◆ドラレコ見守りサービス
- ◆自動事故報告
- ◆運転技能診断

*1 商品・サービス内容や割引の正式名称・適用条件・割引率(縮小含む)などは保険会社によって異なります。

*2 配偶者(配偶者には内縁の相手方および同性のパートナーも含まれます)および同居のご親族(別居の扶養親族を含みます。)がお持ちの自動車もご契約いただけます。

POINT2

東京エイドセンターならご退職後も

東京都人材支援事業団退職会員になることにより、**継続して団体扱割引約24%が適用**されます。

皆さまがお持ちの無事故割引に加えて **約24%割安**

ご家族の*2自動車保険も加入できます。

- 団体扱割引20%適用。
- 団体扱年一括払は一般契約年一括払に比べて5%割安です。



ホームページなら24時間受付中▶

*団体扱割引率は、東京都人材支援事業団団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され変動する場合があります。上記団体扱割引は2022年4月1日～2023年3月31日までに保険期間を開始する契約に適用できます。*団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者、お車の所有権が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。*詳細は東京エイドセンターまでお問い合わせください。*一部共済のノンフリート等級(無事故による割引)は継承できません。*このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「ご契約のしおり(約款)」重要事項等説明書などをご覧ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(引受保険会社)損害保険ジャパン(株)、東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、共栄火災海上保険(株)、楽天損害保険(株)、日新火災海上保険(株)、AIG損害保険(株)

21-TC10691 2022年3月作成 SJ21-16574 2022/03/14

「自動車保険」の
お問い合わせは

東京エイドセンター自動車保険部

TEL 0120-615-810 受付時間
平日9:00~17:00

現職でも 退職後でも 安心のサポート
(一財)東京都人材支援事業団指定幹事損害保険代理店



東京エイドセンター

〒163-0943 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モリス16F
<https://www.aid-center.co.jp>

(一財)東京都人材支援事業団退職会員のための団体保険

「退職会員ニューエブリ」の 募集が始まります。

人生100年時代
退職後のシニアライフを
しっかりサポートする
保険です

募集期間 令和4年7月1日(金)～令和4年7月15日(金)

保険期間 令和4年10月1日(土)午後4時～令和5年10月1日(日)午後4時

「退職会員ニューエブリ」は、(一財)東京都人材支援事業団の**退職会員専用**の保険です。

※特別区や東京消防庁を退職された方は、この保険に加入することはできません。

スケールメリットをいかした大きな割引が適用される、おトクな団体保険です。
募集は年1回。7月上旬に、退職会員のご自宅に募集資料をお送りします。
この機会にぜひご加入ください。ご家族も対象です。

退職会員の手続きは、
人材支援事業団退職会員担当
にお問合せください。

傷害保険 (団体総合生活保険)

ケガをされた場合の通院、入院を補償します。
日常生活の事故で、個人が負った法律上の損害賠償責任を、
1億円を限度に補償します。(国内示談交渉サービス付)
ホールインワン特約を付けることができます。

最大約**46%**割安

団体割引 30%
優良割引 15%
大口団体割引 10%

医療保険 (東京海上日動火災保険(株):団体総合生活保険/損保ジャパン(株):新・団体医療保険)

国内外を問わず、病気やケガによる入院・手術等を補償します。加入
年齢は満74歳まで、継続(補償アップを含む)は満84歳まで可能です。

約**40%**割安

団体割引 30%
優良割引 15%

個別相談 受付中!

専門資格を持った都庁OBが
皆さまの安心をサポートいたします。

保険に関する
お悩みやお困りごとは
東京エイドセンターに
ご相談ください。

相談方法は**3つ**から選択できます


- 電話
- 来店面談
- Web面談

PC・スマホ
で簡単!

お気軽にご相談ください



退職会員ニューエブリのお問合せ先

 **0120-209-810**

受付時間 9:00～17:00(土日祝を除きます。)(変更の可能性があります。)

 **東京エイドセンター**

◆東京エイドセンターのホームページ➡

PCの場合



このご案内は概要です。ご加入にあたっては7月にお送りする
「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点、詳細は東京エイドセンターまでお問合せください。

引受保険会社:(幹事)損害保険ジャパン株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
(非幹事)あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

22-TC00276 2022年4月作成 SJ21-17395 2022/03/30

こんなときは必ずご連絡ください！（0570）03-4165

★月曜日など休日明けや年金支給日の前後（偶数月の9～16日頃）は、電話がつながりにくくなっております。お急ぎの場合は、Eメールによる問い合わせ等にご協力をお願いします。

年金課Eメールアドレス：S9000063@section.metro.tokyo.jp

お問い合わせの際は、**年金証書記号番号**をご用意ください。

- 年金受給者が死亡したとき
- 電話番号が変わったとき
(緊急時のご連絡ができず、大変ご迷惑をおかけしてしまう可能性がございます。日中、連絡のとりやすい番号をご登録ください。)
- 外国に居住するとき・外国で転居したとき・日本に居住地を戻したとき
- 再就職したとき（公務員への再就職、国会・地方議会議員になったとき）
- 年金受給者の所在が1か月以上明らかでないとき
- 「年金加入期間確認通知書」が必要なとき
- 振込先金融機関を変更したいとき
(変更処理には多少の時間を要しますので、新しい口座に年金が振り込まれたことを確認するまで、それまでの口座は解約しないようお願いします。)
- 遺族年金・通算遺族年金・遺族厚生(共済)年金を受給している方が婚姻したとき（事実上の婚姻関係に入ったときを含みます。)
- 65歳未満で退職共済年金または老齢厚生年金（公務員厚年）を受給している方が、雇用保険法による失業給付の申込みをしたとき（※）や高年齢雇用継続給付を受けるとき
(※) 65歳未満で失業給付を受けると、退職共済年金（職域年金相当分は除く）や老齢厚生年金は、その全額が支給停止になります。)
- 加給年金額の対象となっている方に、離婚・養子縁組・死亡等の異動があったとき
- 加給年金額の対象となっている配偶者が、新たに年金を受給することになったとき（国民年金の老齢基礎年金を受給する場合を除きます。)
- 障害共済年金もしくは障害厚生年金の障害等級が1級・2級の方が、新たに加給年金額対象者に該当する配偶者や子を有したとき

◆ 介護施設等に移られるなどで、住民票上の住居を不在にされる場合は、郵便局へ転送届をご提出ください。

共済組合ホームページ

Q & A 年金情報 保養施設案内等

インターネットURLは、<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>
年金受給者・元組合員の専用ページのログインIDは、「NENKIN」又は「nenkin」

ねんきんだより No. 133 令和4年5月31日発行 登録番号(4)2

東京都職員共済組合事務局年金保険部 〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1

(0570) 03-4165
【ナビダイヤル】

印刷所/富沢印刷株式会社

